



# 情報の授業をしよう!=

本コーナー「情報の授業をしよう！」は、小学校や中学校で情報活用能力を育む内容を授業で教えている先生や、高校で情報科を教えている先生が、「自分はこの内容はこういう風に教えている」というノウハウを紹介するものです。情報のさまざまな内容について、他人にどうやって分かっても

らうか、という工夫やアイディアは、読者の皆様にもきっと役立つことと思います。そして「自分も教え方の工夫を紹介したい」と思われた場合は、こちらにご連絡ください。

(E-mail : editj@ipsj.or.jp)

## 情報科に情報法を求めるのは 間違っているだろうか —単位少なし工夫せよ教員—

基  
般

生田研一郎 | 中央大学杉並高校

### シラバス とある教科の情報法

本稿で扱う情報法は、高等学校情報科における必履修科目（現行であれば情報I）で主に扱う情報に関する法的な話題のことです。多くの教科書（情報I）に記載されている情報法の話題と言えば「個人情報・プライバシー権・肖像権・パブリシティ権」「産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権のこと）で知財四権ともいわれています）」「著作権」が該当します。

不正アクセス禁止法やプロバイダ責任制限法なども教科書（情報I）に記載されていることはありますが、本稿では扱わないこととします。

法律の世界では情報法の射程は「情報という無体物の生産・処理・流通・消費に関する法律」のようで、有体物に関する法律を流用あるいは延長線上で議論がなされているようです。法律は門外漢ですのでここに関してはコメントを控えたいと思います。

### ひとりぼっちの情報法攻略

「デジタル化、プログラミング、シミュレーション、ネットワーク、セキュリティ、問題解決、……。興味関心の対象が自分とは違うなあ」これは、毎年のように開催されている情報科の研究大会や各種大会に対する自分の肌感覚です。

情報科のあるべき姿については古来より、プログラミングやネットワークといった情報科学や情報技術を背景とした授業が本質だとか、問題解決がその本質でありコンピュータは道具でしかないのだとか、問題解決能力の涵養で他教科をつなげるハブ教科であるとか、新しい技術やサービスが登場するたびに○○の活用は情報科が先導すべきだとか、さまざまなことが言われてきました。

私は情報科教員として上記以外の分野に興味関心があります。情報法もその一部であり、の中でも個人情報、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、産業財産権、著作権といった分野が興味関心の



中心です。情報科が始まった2003年頃からこの分野の授業に取り組み続けてきました。同様に考えて授業を実践している仲間は皆無に等しく、ガラパゴス状態だと認識しています。

### Re: ゼロから始める情報法の授業

読者が今後の展開へスムーズに移入できるように、本稿がどのようなことを目指した記録であるかを謹んで紹介いたします。

時代は2003年度。情報科が始まったころの本校は情報Aという科目を開講しました。情報Aの主たる目的は「情報活用の実践力」であり、情報法の扱いは少なかったと記憶しています。また、新設教科の情報科は当時まだ教員養成が間に合っていなかったこともあり、私を含めた多数の教員は文部省（当時）が実施した15日間の「新教科『情報』現職教員等講習会」で免許を取得しましたので、情報法の知識は皆無という状況でした。少ない時数と少ない知識を駆使し、ささやかながら情報法に関する授業をしていました。

時は流れ2013年度。本校では社会と情報という科目を開講しました。その名のとおり社会と情報のかかわりを扱う科目ということで情報法に関して積極的に学び、授業構造をゼロから作り上げ、10コマ程度（1コマ50分）を展開していました。本稿で紹介する個人情報・プライバシー権・肖像権・パブリシティ権は4コマ展開で、内容の濃い授業でした。

そして2022年度。情報Iが必履修科目となりました。デジタル化、プログラミング、モデル化とシミュレーション、ネットワーク、セキュリティ。巨大な力（！）が働いたのか、授業時数のほとんどで情報科学あるいは情報技術を中心とした内容を扱うことになりました。10コマ展開だった情報法の授業を2コマ展開にすべく、授業構造をゼロから作り直しました。スリム化した情報法の授業となりましたので、本稿は情報法が苦手な情報科教員の参考となるような実践報告を目指したものだとご理解ください。

### 情報社会がこんなに単純なわけがない

主な読者諸氏は情報処理学会の会員だと伺ってお

ります。情報社会の理解には情報科学あるいは情報技術の理解が必須であり最重要項目だと信じて活動していらっしゃるかと思います。

おそれながら私見を申し上げます。情報科の授業は、「情報社会をさまざまな角度から理解するもの」であって、「情報社会を支える情報科学ないし情報技術を中心に理解するものではない」と考えています。情報社会にはさまざまな側面があり、これを授業で扱うためには多様な親学問の支援が必要だと考えています。情報科学あるいは情報技術を中心とした親学問（高校数学に対する大学数学のような位置づけのことであって、親の子育てに関する学問のことではない、念のため）にばかり頼った情報の授業は、生徒に「情報社会は科学決定的だ」と誤解を与えることでしょう。情報Iが必履修であることを考えると、多様な親学問を背景とした授業を行うのが自然な姿だと考えます。

では、その親学問（自然科学を除く）にはどのようなものがあるでしょうか。産業財産権や著作権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権であれば法学、個人データを活用した経済活動であれば商学あるいは経済学、SNSやプレゼンなどであればコミュニケーション学、うわさであれば社会情報学といったように、情報科で扱う分野にはさまざまな親学問があると思います。

情報法分野に限ったとしても、不正アクセス禁止法や個人情報保護法、プライバシー侵害と名誉毀損、肖像権、パブリシティ権、知財四権、著作権、種苗法、電子商取引、青少年保護、通信の自由や表現の自由との関係など、本当に広いと思います。2単位という制限の中、何をどう扱うかは難しい問題です。

### ようこそ情報法の授業へ

情報Iはデジタル化やプログラミング、モデル化とシミュレーション、ネットワーク、セキュリティと盛り沢山すぎるので、情報法のために剛腕にて2コマ（1コマあたり50分）を捻り出しました。その中の1コマで実施した個人情報・プライバシー権・肖像権・パブリシティ権の授業を紹介します。

## 個人情報（定義）

個人情報に関しては、以下のような板書で授業を進めています（図-1）。

これは「個人情報の保護に関する法律」にある

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、（以下略）

を図解したもので、網掛け部分で生存する個人に関する情報を示しています。ここでは、対象そのものだけに注目するよりも比較することで説明しました。

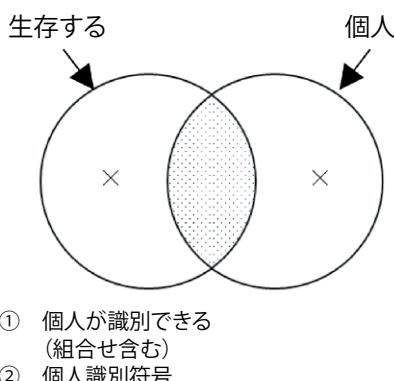
図の左にある×の部分に該当する事例を生徒に考えさせた後、ペットなどの動植物が該当することを解説します。図の右にある×の部分に該当する事例を生徒に考えさせた後、故人あるいは歴史上の人物が該当することを解説します。

なお、「①個人が識別できる（組合せ含む）」の部分は、年組番号と出席簿の組合せで個人が特定できるという平凡な例でイメージは十分伝わります。「②個人識別符号」の部分は、指紋やマイナンバーなどが該当すると説明します。ほかにもDNAや光彩、歩容、静脈、指紋などがあり、生徒が興味を持ちそうな話題もありますが、扱ってしまうと1コマでは終わりません。ここで扱うのは、ぐっと我慢です。

基本四情報はよく聞く話題です。以下のような、単純な板書で授業を進めています。

### 基本四情報

- ・氏名、住所、性別、生年月日



■図-1 個人情報の定義

基本四情報が揃うと個人が識別できる可能性が高いことを、「そんな人は現実にはいないよ！」という話で説明します。

生徒に「次の条件に当てはまる人が存在するか」を考えさせながら条件を提示します。

1. あなたと同じ性別のひと

2. あなたと同じ性別で生年月日が同じひと

ここまで余裕で存在しますが次はどうでしょう。

3. あなたと同じ性別・同じ生年月日・同姓同名

ここになると急に難易度が上がります。ありふれたフルネームにありふれた漢字が使われている場合はかろうじて可能性が残されています。

4. あなたと同じ性別・同じ生年月日・同姓同名の  
人があなたとシェアハウスしている

無理だと悟る生徒たち。教室は笑いに包まれ、理解が深まります。

## プライバシー

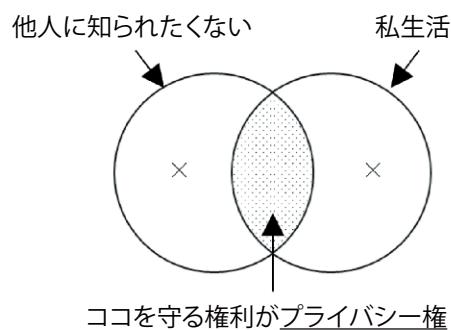
民事裁判におけるプライバシー権の初出は1960年代に起こった「宴のあと」裁判です。その判決文には

いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解される（以下略）

とあります。授業ではこれに準じてプライバシー権を紹介しました（図-2）。

ここも学習対象である「プライバシー」と比較することで理解する手法を用いました。

図の左にある×の部分に該当する事例を生徒に考えさせた後、部活動の公式戦の結果などが該当する



■図-2 プライバシー権の説明



ことを解説します。生徒の氏名や写真などが掲載されている観戦記事を見せて説明すると説得力があります。特に、負けた学校の生徒の記載は「他人に知られたくないが、公式戦の結果は私生活ではない」という説明をすると分かりやすいでしょう。

右にある×の部分に該当する事例を生徒に考えさせた後、SNSに投稿されたコレクション自慢の画像などが該当することを解説します。これも実際の画像（マニアックかつ教員の守備範囲を推奨）を見ると説得力があります。このような投稿写真は「私生活そのものだが、他人に知られたい」という説明をすると分かりやすいでしょう。

ここで示したプライバシー権の定義は古典的プライバシー権です。時代とともに自己情報コントロール権やデータベース上の自己情報の扱い、忘れられる権利、生成AIとの関係など話題は増えていきます。興味深い話題も多いですが、1コマでは終わりませんので、ぐっと我慢です。

## 肖像権とパブリシティ権

肖像権とパブリシティ権は一緒に紹介されることが多い権利です。これは両方とも肖像に関する権利なので自然でしょう。

肖像権については以下のスライド（図-3）を使って、人間関係のトラブルになる原因を考えさせます。

ここでのポイントは、Bは写真撮影には同意しているが、撮影した写真のSNS掲載には同意していないことです。Bは「この日にAと一緒に○○で遊んでいたことを別の知人には秘密にしている」ということがあり得るからです。踏まえて「高校生にもなると人間関係が複雑になるので、Bさんの状

A：一緒に写真撮ろう！  
B：OK！頼むよ！  
パシャ！  
B：お！いい感じに撮れたね！  
A：でしょ！インスタに上げるね

問題：トラブルの要因は？

■図-3 肖像権に関する事例

況が理解できますね」と生徒に問いかけると、多くの女子生徒は首を縦に振って頷いてくれますが、多くの男子生徒はポカーンとしています。思春期である高校生の性差による反応の違いをどう考えるかは、読者諸氏にお任せします。

あるある事例を解説した後、肖像権について以下のような板書でまとめます。

### 肖像権（人格権）

- ・撮影されない
- ・利用されない

肖像権は人格権の1つであると考えられていることを説明します。先ほどの事例が「撮影されない権利」と「利用されない権利」に対応しますので、自然な形で説明できます。

著名人の肖像権は一般人のそれよりも弱いと理解されていて、これを「著名人の法理」と言います。芸能人やスポーツ選手が該当しますので生徒が興味を持つ話題は多くあります。が、1コマが限界なので、ぐっと我慢です。

パブリシティ権については、以下のような板書で授業を進めています。

### パブリシティ権（財産権）

- ・肖像をビジネスなどで  
勝手に利用されない  
(著名人のみ=顧客吸引力)

パブリシティ権は財産権の1つであると考えられています。具体的な事例は各学校の状況に合わせて準備する必要がありますが、自分はお笑い芸人を例に説明します。お笑い好きの生徒はクラスに1人ぐらいはいますので、人気絶頂の芸人と人気が下落した芸人をそれぞれ提示してもらいます。

生徒が提示した芸人名を使って「企業が売り込みみたい商品のテレビCMに○○（人気絶頂の芸人）を起用することはあっても、××（人気が下落した芸人）を起用する企業は皆無です。人気やイメージが違います。現実は厳しいですねえ」と説明します。あわせて「○○（人気絶頂の芸人）の肖像を勝手に使ってポスターやカレンダーを売り出す企業が出てきたら、○○は本来得られるはずの契約金が

得られません。この経済的権利を守るのがパブリシティ権です」ぐらいな感じで説明します。

上記の2つのポイント（注目度とギャラ）を踏まえると、「著名人の肖像には顧客吸引力があるため財産的権利がある」という説明がしやすくなります。調子に乗って「〇〇（人気絶頂の芸人）のギャラと××（人気が下落した芸人）とギャラはどうなる？」と問い合わせて、生徒の想像を煽るのも良いでしょう。

なお、パブリシティ権は著名人が持つ顧客吸引力に立脚していますから、肖像だけでなく氏名などもその対象となります。スポーツ用品で時々見かける「〇〇モデル」などが該当します。授業でさらりと一言触れる程度であれば1コマの中に入るでしょう。

最後に、以下のような板書で特記事項を扱います。

#### ※ 法律なし、判例あり

個人情報に関しては個人情報保護法で定められた権利として理解できます。プライバシー権・肖像権・パブリシティ権は直接定めた法律はありませんが、裁判の積み重ねによってそれぞれの権利が理解されています。

授業の導入で「個人情報の保護に関する法律」を扱っていることに引きずられて上記3つの権利も同様と考える生徒や、そもそも「権利は法律で定められたものだけだ」と思い込んでいる生徒もいるでしょう。

ここでは「直接定めた法律がなくても裁判の積み重ねで認められた権利がある」といった程度の説明で十分です。詳細が気になる生徒には法律が学べる進路の検討を推奨しています。

### 要配慮個人情報

漢字から内容が想像しやすい話題ですので、以下のような問い合わせを生徒に投げかけます（板書なし）。

学校には要配慮個人情報があります。「どこ」「どんな」要配慮個人情報があるでしょう？

生徒からよく出てくる回答は「職員室にある成績」とか「保健室にある健康に関する情報」があります。

学校によっては「カウンセリング室にある来室履歴」が出てくるかもしれません。ゴツイ漢字が並びますので、身近に感じてもらうことで回答としています。

### 個人情報の活用

「個人情報の保護に関する法律」には

第1条 この法律は、（膨大な中略）個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

とあります。個人情報の活用に配慮しつつ保護するというものですから、活用部分を扱うのは自然だと考えます。ということで、個人情報の活用については以下のようないふき板書で解説しています。

#### 個人情報の活用

- ・産業振興
- ・オプトイン と オプトアウト
  - ↳ 保護
  - ↳ 活用

産業振興の板書は、「オプトイン・オプトアウト」や後に登場する「匿名加工情報の利用」を扱うための伏線です。なお、産業振興という語句は小中学校の社会科で登場しますので、生徒は聞き馴染みがあるようです。

オプトイン（事前に使用の許諾を得る方法）と、オプトアウト（許諾なく使用した後、使用を拒否されたら使用を止める方法）は個人情報の保護と活用に対応した方法という説明が自然でしょう。

オプトインの具体例は要配慮情報などの説明ですでに示されています。オプトアウトの具体例としてはGoogleストリートビューが扱いやすいです。学校の様子をストリートビューで見せた後、問題の報告ができるなどを紹介するとよいでしょう。

ストリートビューといえば、日本上陸最初期のころはプライバシー侵害の事例がいくつかありました。保護と活用のバランスを考えるには良い教材だとは



思いますが、1コマ縛りですので、ぐっと我慢です。

## 匿名加工情報の利用

個人情報の活用で「産業振興」という単語を紹介した伏線を以下の板書で回収します。

### 匿名加工情報の活用

- ・個人が特定できないように加工したもの  
例：カーナビ、ポイントアプリ

匿名加工情報は個人が特定できないためビジネスなどで利用されています。カーナビの情報を収集すれば渋滞予測に活用できますし、ポイントアプリを通じて入手した購買情報は販売戦略や個人に対する広告に活用できます。

大人はネットショッピングに慣れ親しんでいると思いますが生徒は違います。Amazon や楽天のようなネットショッピングサイトで商品ページを開けば「一緒に購入された商品」「この商品に関連する商品」が紹介されます。ここでは「生徒はしばしば、教員の趣味を雑談で聞かされる」という全国共通の慣習に従いましょう。教員が持つディープな知識で商品の関連性を披露すれば、生徒からの信頼を得る絶好の機会となります。と言いたいところですが、確証はありません（これを関西弁では「知らんけど」と言うようです）。

## この素晴らしい情報科に情報法を！

ここでは本稿の振り返り、捻り出した2コマの内のもう1コマ、今後の展望について触れていきます。

## 実践報告はライブ感とともに

本稿は、自分の授業をライブ感重視で報告しようと試みたものです。板書や問い合わせ、クイズ形式、オチ、生々しい事例の提示、性差による反応の実態、ギャラと言う名の財産的利益の話、そして雑談を聞かされる生徒などを紹介しました。

現場の授業は教員のスタンドプレーです。細工は流々。先生方の参考になれば幸いです。

## 知財のかたち、授業のかたち

捻り出した2コマの内のもう1コマは、教科書でお馴染みの知財四権と著作権です。教科書をなぞるだけだと寒い授業ですし、深入りすると条文解説の授業になります。事例と条文のバランスは悩ましい問題です。

産業財産権については、その目的（産業振興）、知財四権の具体例、保護期間の理由および商標権のみ保護期間が延長可能である理由、方式主義について扱います。著作権については、その目的（文化振興という建前）、著作物性、無方式主義、著作者人格権と著作権（財産権）、著作隣接権、例外規定、利用の実態について扱います。

これらを1コマに収めるべく、毎年のようにパズル的回答を求めて続けています。

## 尖った教員の間違ってない使い方

本稿の冒頭で触れたように、情報科が始まったころから情報法に興味を持って授業をし続けているのは自分ぐらいという絶滅危惧種のようです。

必要があれば自分を呼び出してください。授業の再現をお見せいたします。資料もお渡しできます。裏話もいたします。情報科界隈にはお世話になりっぱなしですので、恩返しの機会がいただけたら幸いです。

### 参考文献

- 1) 実教出版：高校情報I Python

(2025年10月17日受付)



生田研一郎  
ba0203@chusugi.jp

2002年度より、中央大学杉並高等学校教諭。  
担当教科は「情報、ときどき数学」。